





ある、しかし、これが職責遂行に当る職員は極めて専門的学術経験技術を必要とするものであつて、後輩者の養成

同一である。

第五百七十六号 昭和二十四年四月八日受理

東京芝浦電気株式会社網干工場存續に関する請願(六通)

請願者 兵庫県姫路市議会議長

紹介議員 田中信儀君

憲坂又吉外五名

本年二月十八日附を以つて株式会社整理委員会より兵庫県姫路市所在の東京芝浦電気株式会社網干工場を、過度経済力集中排除法による処分工場とする指揮案が発表されたのであるが、同工場は西播地方臨海大工業地区造成の中工場として、地元民の廣大な耕作地及び漁場を犠牲として設置せられたのである。しかして当地方民は農漁業を生業としているが、耕地面積の少いいためその子弟を同工場に送り、生活を維持する者が大半を占め、同工場を失うことは地元民の民生に重大なる影響を与えるものであるから、当地方の発展と民生安定の見地から、同工場を從来通り東芝の一工場として存置せられたとの請願。

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

一、大蔵省設置法案

一、法務廳設置法案

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

一、國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、内閣法(昭和二十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項を削る。

第十二條の次に次の四條を加える。

第十三條 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

2 内閣官房長官は、國務大臣を以て、これに充てることができる。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統轄する。

第十四條 内閣官房に、内閣官房副長官一人を置く。

2 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助ける。

第十五條 内閣官房に内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣以外の各國務大臣及び内閣官房長官に附属する職員として、秘書官各一人を置く。

2 前項の秘書官は、國務大臣に附屬する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附屬する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に

貴重な文化財となるべく完全な姿のまま次代に継がせる管理、整備の重要な務から見ても、今般の行政整理の対象とされるることは遺憾である。しかし、世論の一一致しているところであるから、國立博物館職員を行政整理の対象から除外せられたとの請願。

第五百三十一号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及砂防局設置に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡中川村長

余音一角外十名

紹介議員 久松定武君

愛媛県下の各河川は、河床が急こう配の上に、戰時中の山林の乱伐のため、毎年の出水毎に沿岸地域にじん大な災害を與えているから、砂防事業の施行促進は喫緊の急務とされているので、本縣の治水砂防五年計画遂行のため、砂防事業費の増額とともに、砂防局の設置によつて、農業水利行政と砂防行政との一元化を図られて、事業の強力な推進を期せられたとの請願。

第五百六十一号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する請願

請願者 群馬県群馬郡室田町群馬井清

この請願の趣旨は、第五百三十一号と同一である。

第一百二十四号 昭和二十四年四月一日受理

恩給資格復活に関する陳情

陳情者 福岡縣戸畠市打越町五ノ二二 柏秀夫

諸種の犯罪者が、減刑又は復権の恩典に治してゐるにもかかわらず、懲戒处分を受けた恩給資格を失つた者は、永久にその資格が回復できないので、老後を恩給に託して官務に生涯を捧げたが、退職後の生活が極めて困窮していふ。特に刑事犯罪で恩給資格を失つた者は、退職後の生活が極めて困窮していふ。特に刑事犯罪で恩給資格を失つた者は、退職後の生活が極めて困窮していふ。

第一百三十九号 昭和二十四年四月六日受理

砂防事業の一元化に関する陳情

陳情者 新潟縣中頸城郡矢代村長 丸山善助外九名

諸種の犯罪者が、減刑又は復権の恩典に治してゐるにもかかわらず、懲戒処分を受けた恩給資格を失つた者は、永久にその資格が回復できないので、老後を恩給に託して官務に生涯を捧げたが、退職後の生活が極めて困窮していふ。特に刑事犯罪で恩給資格を失つた者は、退職後の生活が極めて困窮していふ。

第一百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

陳情者 安部邦夫外百三十五名

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第一百四十九号 昭和二十四年四月十四日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情(二通)

陳情者 栃木縣那須郡佐久山町長 森大輔外二十九名

治水の根本施策である砂防工事が建設省と農林省に分れていたため、一貫した計画の施行が困難であるばかりでなく、労資ともに元費が多く治山治水上遺憾であるから、この際農林省所管の砂防工事を建設省に移し、同省に砂防局を設置して山地けい流を包含する水源治水の一貫施策により治水の完ぺきを期せられたとの陳情。

第一百四十九号 昭和二十四年四月十四日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

陳情者 森大輔外二十九名

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第一百四十九号 昭和二十四年四月十四日受理

一、日本國憲法第八條の規定による議決案

一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

一、内閣法の一部を改正する法律案

一、内閣設置法案

一、國立世論調査所設置法案

一、地方自治廳設置法案

一、外務省設置法案

があるのに對し、僅かな事故で懲戒処分を受け、その後再び官吏として奉職した者が終身その資格の回復ができる問題であるから、官吏で恩給資格を失つた者には、老後の生活を保護するため、年令を制限する等の方法により恩給資格を回復せしめられたいとの陳情。

第二百四十二号 昭和二十四年四月六日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

陳情者 大分縣宇佐郡兩川村長

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第二百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情(二通)

陳情者 安部邦夫外百三十五名

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第二百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

陳情者 大分縣宇佐郡兩川村長

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第二百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情

陳情者 安部邦夫外百三十五名

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。

第二百四十八号 昭和二十四年四月七日受理

砂防事業の一元化

を受け内閣官房その他関係各部局の事務を助ける。

**第十六條 國家行政組織法(昭和二十三年法律百二十号)第十一條、**

第十二條第一項及び第三項並びに第十四條の規定の適用については内閣官房に係る事項は、内閣総理大臣の所掌事項とする。

#### 附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に在職する内閣官房次長は、第十四條の内閣官房副長官となつたものとする。

3 内閣官房職員設置制(昭和二十二年政令第二号)は、を廃止する。

但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除く当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

4 他の法令中「内閣書記官長」とあるのは「内閣官房長官」、「内閣官房次長」とあるのは「内閣官房副長官」と読み替えるものとする。

#### 総理府設置法案

##### 目次

第一章 総則(第一條—第四條)  
第二章 本府  
第一節 内部部局(第五條—第九條)  
第二節 附屬機関(第十條—第十六條)  
第三章 外局(第十七條、第十八條)  
第四章 職員(第十九條—第二十二条)

#### 附 則

##### 第一章 総則

###### (この法律の目的)

第一條 この法律は、総理府の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

###### (設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十二年法律百二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府を設置する。

###### (設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十二年法律百二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府を設置する。

###### (設置)

第四條 総理府の長は、内閣総理大臣とす。

###### (設置)

第五條 総理府は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

###### (設置)

第六條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに新聞出版用紙の割当を負う行政機関とする。

###### (設置)

第七條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第八條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第九條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十一條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十二條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十三條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十四條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十五條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

第十六條 総理府は、左に掲げる國の行政事務並びに法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務を負う行政機関とする。

###### (設置)

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。  
四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資料等を調達すること。  
五 不用財産を処分すること。  
六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。  
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及びこれを管理すること。  
八 職員に貸與するために宿舎を設置し、及びそれを管理すること。  
九 所掌事務に関する統計及び調查資料を頒布し、又は刊行すること。  
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。  
十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。  
十二 総理府の公印を制定すること。  
十三 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。  
十四 栄典を授與すること。  
十五 栄典の授與及びばく奪に関し審査すること。  
十六 恩給を受ける権利を裁定し、及び恩給に關する具申について裁決すること。  
十七 各種の統計調査を行ふこと。  
十八 新聞出版用紙の割当を行ふこと。  
十九 勤位、勳章に關すること。  
二十 記章、ほう章その他の賞件に關すること。  
二十一 外國の勳章、記章の受領

#### 二 收入金を徴収し、所掌事務の

#### の印刷の指揮監督に關すること。

#### 十九 國家公務員法(昭和二十二年法律百二十号)及びその他の

#### 条例並びに会計の監査に關すること。

#### 六 大臣官房所管圖書を管理すること。

#### 七 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

#### 八 行政財産及び物品を管理すること。

#### 九 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

#### 十 行政の考査を行うこと。

#### 十一 こう報に關すること。

#### 十二 法令案の審査に關すること。

#### 十三 各行政機関の施策及び事務の総合調整に關すること。

#### 十四 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。

#### 十五 公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に關すること。

#### 十六 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基づき内閣總理大臣の権限に属する事項に關すること。

#### 十七 調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く)の一般に関する事項に關すること。

#### 十八 栄典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

#### 十九 勤位、勳章に關すること。

#### 二十 記章、ほう章その他の賞件に關すること。

#### 二十一 外國の勳章、記章の受領

及び借用に関すること。

二十二 前各号に掲げるものの

外、総理府の所掌事務で他局及

び他の機関の所掌に属さない事

務に関すること。

二十三 大臣官房においては、前項の事

務の外、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二條に定める内閣

官房の所掌に属する事務をつかさどる。

二十四 大臣官房貿易部においては、第

一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。

（恩給局の事務）

第七條 恩給局においては、左の事

務をつかさどる。

一 恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 恩給を受ける権利の裁定に關すること。

三 恩給に關する具申の裁決に關すること。

四 恩給の支給及び負担に關すること。

五 統計局の事務

第六條 統計局においては、左の事

務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に關する統計調査の実施及び製表を行うこと。

二 國の行政機關又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。

三 統計職員の養成を行うこと。

四 統計技術の研究を行うこと。

五 統計に関する図書及び資料を收集し、整備、編集し、及び刊行すること。

第六條 前項の事務のうち、國勢調査そ

の他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、經濟に関する統計調査の実施は、統計局經濟部において、各種統計調査に製表は、統計局製表部においてつかさどる。

（新聞出版用紙割当局の事務）

第九條 新聞出版用紙割当局においては、新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）の定めるところにより、新聞出版用紙の割当に関する事務をつかさどる。

（附屬機関）

第十條 第十六條に規定するもの以外、本府に、左の附屬機関を置く。

（ふ謹情報局）

新給與実施本部

日本學術會議

統計職員養成所

（ふ謹情報報局）

日本學術會議

新給與實施本部

日本學術會議

（ふ謹情報報局）

日本學術會議

（ふ謹情報報局）

日本學術會議

（ふ謹情報報局）

に対して、統計事務に從事する幹部職員として必要な職務上の訓練を行ふ機関とする。

二 統計職員養成所は、東京都に置く。統理府令で定める。

（新給與実施本部）

第三條 新給與実施本部は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため設けられる機関とする。

（日本學術會議）

新給與実施本部の内部組織は、

政府職員の新給與実施に関する法律で定めるものを除く外、總理府令で定める。

（日本學術會議）

日本學術會議は、わが國の科學者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させるための機関とする。

（日本學術會議）

日本學術會議は、東京都に置く。

（日本學術會議）

日本學術會議の組織及び所掌事務について、日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の定めるところによる。

（日本學術會議）

日本學術會議は、東京都に置く。

（日本學術會議）

日本學術會議の組織及び所掌事務について、日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百二十一号）の定めるところによる。

（日本學術會議）

日本學術會議は、東京都に置く。

（日本學術會議）

日本學術會議は、東京都に置く。

（日本學術會議）

（日本學術會議）

第十六條 左の表の上欄に掲げる機

設置法（昭和二十四年法律第三号）の定めるところによる。

（その他の附屬機関）

（ふ謹情報報局）

開は、總理府の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

選舉制度調査会	内閣總理大臣の諮詢に應じて國會議員の選舉及び地方公共團體における選舉に関する制度について調査審議する。
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に關する法律(昭和二十三年法律第二百十一号)に基き新聞出版用紙の割当に關する重要事項を審議すること。
外局	前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定がある場合を除くの外政令で定める。
第三章 外局	
第十七條 國家行政組織法第三條第一項の規定に基いて、總理府に置かれる外局は、左の通りとする。	公職資格訴願審査委員会 外國爲替管理委員会 官內廳 賠償廳 行政管理廳 地方自治廳
公正取引委員会	(外局の組織、所掌事務及び権限)
全國選舉管理委員會	第十八條 前條の規定による外局の組織、所掌事務及び権限に關しては、他の法律に別段の定のあるものを除く外、それぞれ次の表の下欄の法律(法律に基く命令を含む)又は政令の定めるところによる。
國家公安委員會	第十九條 國家行政組織法第三條第一項の規定に基いて、總理府に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。
統計委員會	第二十條 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行ふ外、内閣総理大臣の定めるところにより、總理府所管の事項について、上旨を監督する。
統計法 (昭和二十四年法律第十八号)	(内閣官房副長官)
公正取引委員會	第二十一條 前二條に定める職員の外、總理府に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。
全國選舉管理委員會	(その他の職員)
國家公安委員會	第二十二條 總理府に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
統計委員會	第二十三條 一日から施行する。
公正取引委員會	1 この法律は、昭和二十四年六月
全國選舉管理委員會	2 國家公務員法第三條及び第一百八條の規定により、恩給制度が人事院において運用せられるに至つた場合においては、その限度において、恩給に関する事務及び権限は、總理府の所掌事務及び権限から除外されるものとする。
公職資格訴願審査委員會	3 左の法令は、廢止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定のある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基づく相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。
外國爲替管理委員會	4 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
管理委員會	5 他の法令中「總理廳」とあるのは「總理府」と、「總理廳令」とあるのは「總理府令」と読み替えるものとする。
宮 内 廳	6 國立世論調査所設置法
特別調達廳	(目的及び設置)
賠 償 廳	第一條 世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行なうため、この法律により、總理府の附屬機關として國立世論調査所(以下「調査所」という)を設置する。
行政管理廳	(職務及び権限)
地方自治廳	第二條 調査所は、党派にとらわれない自主的機関であつて、前條の目的を達成するために、左に掲げる事項をつかさどる。
第四章 職員	一 政府の施策に關し、世論を科學的に調査すること。 二 世論の調査の結果を内閣及び関係行政機関に報告し、及びこれを一般に公表すること。
(内閣官房長官)	三 調査の結果の發表方法を定めること。 四 前各号に掲げるものの外、調査所の運営に關する重要な事項を
第十九條 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理官制(昭和二十三年政令第三号)、總理廳官制(昭和二十三年政令第三号)、總理廳部内臨時職員設置制(昭和十八年勅令第二百八十九号)を施行する。	賞勵局官制(明治二十六年勅令百十六号)、ふく情報局官制(昭和十六年勅令第二百四十六号)、臨時行政機構改革審議会令(昭和二十三年政令第四十号)、総動員補償委員会規程(昭和二十三年勅令第四百七十四号)、恩赦制度審議会官制(昭和二十二年政令二百六号)、前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
	第三條 調査所及び調査所の職員は、前條に規定する事務を遂行するに當り、左に掲げる行為をしてはならない。
	四 特定の政党政派を利用する目的で調査を実施すること。 五 調査の結果を特定の政党政派のために利用すること。 六 調査を思想の統制又は取締りを利用してすること。 七 調査によって知り得た個人の秘密を漏らすこと。 八 調査のために行なう質問に対し回答を強要すること。 九 調査によつて得た個人の秘密を漏らすこと。 十 調査の結果を思想の統制又は取締りを利用してすること。 十一 調査所に、世論調査審議会(以下「審議会」という)を置く。 十二 審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。 一 調査所の事業方針を定めること。 二 審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。 三 調査の結果の發表方法を定めること。 四 前各号に掲げるものの外、調査所の運営に關する重要な事項を

定めること。  
第六條 審議会は、七人の委員で組織する。

2 委員は、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員長は、審議会の議長となり、会務をつかさどる。

6 委員長は、委員のうちから互選する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

7 審議会に、委員長一人を置く。

8 委員は、再任されることができる。

9 委員長は、審議会の議長となり、会務をつかさどる。

10 委員長は、委員のうちから互選する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

11 委員長は、世論の調査について専門的知識を有する者のうちから、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

12 所長は、世論の調査について専門的知識を有する者のうちから、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

13 調査所に所長一人を置く。

14 委員長は、所務を掌理する。

15 第八條 調査所に所長一人を置く。

16 委員長は、所務を掌理する。

17 第九條 調査所に置かれる職員の任命、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

18 第十條 調査所に置かれる職員の任命は、別に法律で定める。（命令への委任）

19 第十一條 この法律に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は政令で、調査所の内部組織及び運営

に關し必要な事項は總理府令で定める。

#### 附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 審議会の最初の委員は、第六條第一項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

4 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

5 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

6 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

7 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

8 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

9 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

10 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

11 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

12 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

13 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

14 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

15 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

16 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

17 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

18 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

19 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

20 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

21 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

22 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

23 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

24 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

25 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

26 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

27 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

28 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

29 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

30 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

31 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

32 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

33 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

34 第二項の規定にかかるわらず、世論の調査に關係のある民間の團体が推薦する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調查資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 地方自治廳の公印を制定すること。

十二 内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項を補佐すること。

(一) 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基づいて、總理府の外局として地方自治廳を設置する。

(二) 國家行政組織法第十六條第三条法律第二百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、總理府の外局として地方自治廳の長は、地方自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てられる。

(三) 地方自治廳の権限

3 前項第三号から第六号までに掲げる者を任命する場合においては、兩議院の同意を経なければならない。

4 全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者一人

5 全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者一人

6 學識經驗のある者一人

7 前項第三号から第六号までに掲げる者を任命する場合においては、兩議院の同意を経なければならない。

8 地方自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するたまに、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

9 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

10 収入金を徵收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

(一) 都道府縣の議会の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

(二) 都道府縣に関する直接請求及び都道府縣の議会の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

(三) 地方税法第三十六條の規定により、特別徵收義務者をして徵收させることができるもの税の税目を指定すること。

(四) 地方税法第四十四條の規定により、証紙徵收をすることができる地方税の税目を指定すること。

(五) 地方税法第八條の規定により事業税附加税の課税標準による事業税の課税標準たるべき本税額に関する異議の決定すること。

(六) 民法(明治二十九年法律第二百十九号)第三十四條の規定により、法人の設立を許可散の届出を受理すること。

(七) 都道府縣及び特別市の中の加入團体の増減、共同處理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

(八) 地方公共團體のみに適用される特別法の一級投票の手続及び當該法律の公布の手續を採ること。

(九) 都道府縣及び特別市の中の加入團体の増減、共同處理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

(十) 地方税法第八條の規定により事業税附加税の課税標準による事業税の課税標準たるべき本税額に関する異議の決定すること。

(十一) 地方税法第三十六條の規定により、特別徵收義務者をして徵收させることができるもの税の税目を指定すること。

(十二) 地方税法第四十四條の規定により、証紙徵收をすることができる地方税の税目を指定すること。

(十三) 地方税法第九十八條の規定により、特別徵收義務者をして徵收させることができるもの税の税目を指定すること。

年法律第六十七号)第一百四十條の規定による手続を探ること。

六條の規定による手続を探ること。

七條の規定による手續を探ること。

八條の規定による手續を探ること。

九條の規定による手續を探ること。

十條の規定による手續を探ること。

十一條の規定による手續を探ること。

十二條の規定による手續を探ること。

十三條の規定による手續を探ること。

十四條の規定による手續を探ること。

十五條の規定による手續を探ること。

十六條の規定による手續を探ること。

十七條の規定による手續を探ること。

十八條の規定による手續を探ること。

十九條の規定による手續を探ること。

二十條の規定による手續を探ること。

二十一條の規定による手續を探ること。

二十二條の規定による手續を探ること。

二十三條の規定による手續を探ること。

二十四條の規定による手續を探ること。

二十五條の規定による手續を探ること。

二十六條の規定による手續を探ること。

二十七條の規定による手續を探ること。

二十八條の規定による手續を探ること。

二十九條の規定による手續を探ること。

三十條の規定による手續を探ること。

三十一條の規定による手續を探ること。

三十二條の規定による手續を探ること。

三十三條の規定による手續を探ること。

三十四條の規定による手續を探ること。

三十五條の規定による手續を探ること。

三十六條の規定による手續を探ること。

三十七條の規定による手續を探ること。

三十八條の規定による手續を探ること。

三十九條の規定による手續を探ること。

四十條の規定による手續を探ること。

規定により、道府県の課税権の帰属等について決定をすること。

(十四) 地方税法第二百二十二条の規定による報告を受理すること。

(十五) 地方税法第二百二十三条の規定に基く地方公共團体の条例に関する審査の請求、取消又は変更すること。

(十六) 地方配付税を配付すること。

(十七) 地方債の発行に関して許可を與えること。

(十八) 國庫負担地方職員の各地方公共團体別の定員を決定すること。

(十九) 地方公共團体の行う当せん金附証票の發賣を許可すること。

(二十) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(二十一) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

(二十二) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(二十三) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

(二十四) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(二十五) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

(二十六) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(二十七) 地方債の発行に関して許可を與えること。

(二十八) 國庫負担地方職員の各地方公共團体別の定員を決定すること。

(二十九) 地方公共團体の行う当せん金附証票の發賣を許可すること。

(三十) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

(三十一) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(三十二) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(三十三) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

(三十四) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(三十五) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び認印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び收入の予算、決算並びに会計の監査に関すること。
- 六 國有財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 調査及び統計に関すること。
- 九 行政の考査を行うこと。
- 十 こう報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に関すること。
- 十三 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた權限

- 一 地方自治法、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)、地方税法、地方配付税法(昭和二十三年法律第百十一号)及びその他の法律に基く地方財政に関する内閣総理大臣の權限の行使について補佐すること。
- 二 地方財政法に基き、地方自治廳官に屬せしめられた權限の行使に関する事項。
- 三 地方公共團体の財政に関する制度について企画し、及び法令案を立案すること。
- 四 地方公共團体の財政運営の実情に関する調査を行い、統計を作成し、その他の資料の收集及び配付を行うこと。
- 五 地方自治委員会議への諮詢事項
- 六 地方自治委員会議は、前項に掲げる事項について、関係機関との意見を提出することができる。(地方自治委員会議の議事)
- 七 地方自治廳長官をもつて充てられる。
- 八 地方債の発行許可の基本方針に関する事項
- 九 その他地方自治に関する重要な事項

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のため必要な行為は、前項の規定にかかるわらず、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかるわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員会議の議事を開くことができる。
- 4 地方財政法の一部を次のように改正する。

臣の權限の行使について補佐すること。

並びに地方公共團体の職員に関する制度についての法令案に関する事項

二 國家行政組織法第十六條第一項の規定による関係各大臣に対する指示その他適切な措置に関する事項

三 地方自治法第二百四十七條の規定による手続に関する事項

四 地方自治法第二百四十七條の規定による手續に関する事項

五 一の地方公共團体のみに適用される特別法の一般投票の手続に関する事項

六 地方公共團体の職員の給與についての技術的助言に関する事項

七 地方自治に関する國書刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

八 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

九 その他の事務についての手続に関する事項

十 その他の事務についての手續に関する事項

十一 その他の事務についての手續に関する事項

十二 その他の事務についての手續に関する事項

十三 その他の事務についての手續に関する事項

十四 その他の事務についての手續に関する事項

十五 その他の事務についての手續に関する事項

十六 その他の事務についての手續に関する事項

十七 その他の事務についての手續に関する事項

十八 その他の事務についての手續に関する事項

十九 その他の事務についての手續に関する事項

二十 その他の事務についての手續に関する事項

二十一 その他の事務についての手續に関する事項

自治委員会議の議事に関する事項は、地方自治委員会議が定める。

(地方自治委員の手当)

第十三條 地方自治委員は、内閣総理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

(参考人の出頭等)

第十四條 第九條第五号又は第十條第三号の規定による企画及び立案に關する手續は、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

第十五條 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。

第十六條 地方自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(定員)

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のため必要な行為は、前項の規定にかかるわらず、昭和二十四年六月一日から施行する。

3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかるわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員会議の議事を開くことができる。

4 地方財政法の一部を次のように改正する。

「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

第三十六條 第二項を次のように改める。

5 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方財政委員会」を「地方自治廳長官」に改める。

#### （外務省の任務）

第三條 外務省は、左に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 外交政策の企画立案及びその実施

二 通商航海に関する利益の保護及び増進

三 外交使節及び領事官の派遣及び差免

四 條約その他の國際約束の締結及び並びに國際協力の促進

五 國際機関及び國際會議への参

六 外國に関する調査

七 文化交流

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋

九 連合國官憲との連絡及びこれに關連する各行政機關の事務の総合調整

十 前各号に掲げるものの外、対外關係事務の処理及び総括

十一 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十二 外務省の公印を制定すること。

十三 全權委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事及び名譽領事の委任状を作成してこれを交付すること。

十四 外國の外交使節の全權委任状、外國の大使及び公使の信任状及び解任状並びに外國の領事及び名譽領事の委任状を受理し、並びに外國の領事の認可を作成してこれを交付すること。

十五 條約その他の國際約束を締結し、解釈し及び実施し、並びに涉外法律事項を處理すること。

十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外國へ對して、所掌事務の遂行に必要な事務等の施設を設置し、及び管理すること。

十七 國又は公共團体の機関に對して、所掌事務の遂行に必要な事務等を行うこと。

十八 國又は公共團体の機関に對して、所掌事務の遂行に必要な事務等を行うこと。

#### 四 所掌事務遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

十九 身体及び財産を保護するために外國官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外國人ととの間に生じた民事上の事件に關し和解をさせ、又は仲裁をし、並びに身分關係事項の届出を受理し、及び登録すること。

二十 日本人の海外渡航及び移住に関しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。

二十一 在日外國人等の待遇に関する事務を行なうこと。

二十二 在外國人及び外國にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外國の官公署が發給した文書を證明すること。

二十三 外國人及び外國に在住する日本人に対する榮典の授與について推薦をすること。

二十四 外務省所管の社團法人又は財團法人の許認可を行なうこと。

二十五 朝鮮、台灣、樺太、閩東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

二十六 邦人の引揚に關する事務を行なうこと。

二十七 國又は公共團体の機関に對して、所掌事務の遂行に必要な事務等の施設を設置し、及び管理すること。

#### 官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。

二十八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基づく命令を含む。）に基き外務省に属せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

二十九 第二章 本省

（内部部局）

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

（内部部局）

第六條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（内部部局）

第七條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第八條 大臣官房に於いては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（大臣官房の事務）

第九條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十條 大臣官房に於いては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（大臣官房の事務）

第十一條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十二條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十三條 政務局に、情報部を置く。

一 な調査、報告及び資料の提出を求めること。

二十八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基づく命令を含む。）に基き外務省に属せしめられた権限及び條約の実施及び確立された國際法規の履行のために必要な権限。

二十九 第二章 本省

（内部部局）

第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。

（内部部局）

第六條 大臣官房においては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（内部部局）

第七條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第八條 大臣官房に於いては、外務省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（大臣官房の事務）

第九條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十一條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十二條 政務局に、情報部を置く。

（大臣官房の事務）

第十三條 政務局に、情報部を置く。

び会計並びに会計の監査に関する事。

十 行政財産及び物品を管理する事。

十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に関する事。

十二 図書を保管し、及び統計を作成すること。

十三 外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に関する事。

十四 外國人に対して榮典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに關しあつ旅を行うこと。

(政務局の事務)

第七條 政務局においては、左の事務をつかさどる。

一 外國に関する政務を処理すること。

二 通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。

三 國際經濟機関との協力及び通商航海條約その他の通商経済上の協定に関する事。

四 國際經濟事情の調査並びに國際経済に関する統計の作成及び資料の收集を行うこと。

五 各國との文化交流及び國際文化機関との協力に関する事。

六 内外新聞通信及び報道並びに國際事情に関する知識の普及に關すること。

七 連合國による日本の占領及び管理に関する文書及び記録の收集を行うこと。

八 法令案の審査を行うこと。

九 所管行政の考查を行うこと。

十 所管行政に関する総合調整をすること。

十一 前各号に掲げるものの外、

外務省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬しない事務に關すること。

十二 情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

十三 條約その他の國際約束の締結に關すること。

十四 國際法及び涉外法律事項に關すること。

十五 國際機関及び國際會議への参加並びに國際行政に關すること。

十六 國際關係の動向及び國際機関の活動に關する調査研究を行うこと。

十七 國際關係の動向及び國際機関の活動に關する調査研究を行うこと。

十八 國際關係の動向及び國際機関の活動に關する調査研究を行うこと。

十九 國際關係の動向及び國際機関の活動に關する調査研究を行うこと。

四 在日外國人等の待遇及び選出に關すること。

五 朝鮮、台灣、樺太、關東州、南洋群島その他の地域に關すること。

六 前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業(開墾機関を含む)に関する事。

七 邦人の引揚に關すること。

八 在外國人等の待遇及び選出に關すること。

九 在外國人等の待遇及び選出に關すること。

外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(中央連絡協議会)

第十四條 中央連絡協議会は、連合國官憲との連絡に關連する各行政機関の事務の緊密な連絡を図るために關係行政機關が協議する機関とする。

第三節 地方支分部局

第二 中央連絡協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第四 在外公館

第五 横須賀連絡調整事務局

第六 東北連絡調整事務局

第七 札幌市

第八 横浜連絡調整事務局

第九 仙台市

第十 横須賀市

第十一 神戸市

第十二 大阪市

第十三 京都府

第十四 福岡市

第十五 佐賀市

第十六 沖縄県

第十七 鹿児島県

第十八 沖縄県

第十九 沖縄県

第二十 沖縄県

第二十一 沖縄県

第二十二 沖縄県

第二十三 沖縄県

第二十四 沖縄県

ることを例とする。

名 称 位 置

第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十五回

第十一回

第十二回

第十三回

第十四回

第五回

第十六回

第十七回

第十八回

第十九回

第二十回

第二十五回

管理に属し、外國において本省の所掌事務を行ひ、且つ、條約、確立された國際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に従つて、在外公館に属する権限を行使する。

第二十一條 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の認証を要するものとする。

第二十二條 前二條に規定するもの外、在外公館に關しては、法律又は政令に別段の定ある場合を除くの外、当分の間、從前の法令の定めるところによる。

#### 第四章 職員

第二十三條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十一年法律第百二十号）の定めるところによる。

#### （職員）

第二十四條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

#### 附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。  
2 左の法令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に基く相当の機關及び職員は、この法律に基く同一性をもつて存続するものとする。

#### 外務省官制（明治三十一年勅令第二百五十八号）

臨時外務省に外交顧問を置くの件（昭和十三年勅令第六百三十二号）

連絡調整事務局臨時設置法（昭

和二十三年法律第四号）、速絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二号）

3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

#### 大藏省設置法案

#### 大藏省設置法

務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 大藏省の公印を制定すること。

十三 國の予算、決算及び会計に関する制度を統一すること。

十四 國の予算及び決算を作成すること。

十五 國の予備費を管理すること。

十六 各省各處の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

十七 各省各處の小切手又は國庫金振替書につき認証を行ふこと。

十八 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。

十九 國の財務の経営の立場からする地方公共團體の財務の調整に関する事務。

二十 內國稅、關稅及びどん稅を賦課徵收すること。

二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の貿易價

格を決定すること。

二十二 関稅法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取扱を行うこと。

二十三 稅務代理士及び税關貨物、船舶、航空機及び旅客の取扱人の許可を與え、これを監督すること。

二十四 専賣權（アルコールに関するものを除く。）を管理すること。

二十五 國有財產を總轄し、報告の徵取、實地監査及び指示を行ふこと。

二十六 普通財産を管理処分すること。

二十七 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に関する総合調整を行うこと。

二十八 貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の發行を監督すること。

二十九 國庫金を出納、管理及び運用すること。

三十 國債の發行、償還及び利拂と。

三十一 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。

三十二 米國對日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

三十三 外國爲替を管理すること。

三十四 貨物の輸入爲替及び輸入信託の取得（外國爲替銀行の行う処分及び取得を除く。並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取扱いをするものを除く。）

和二十三年法律第四号）、速絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二号）	3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、大藏省を設置する。	2 大藏省の長は、大藏大臣とする。
第二節 内部部局（第五條—第十二條）	（設置）
第三節 地方支分部局（第十五條—第二十六條）	第三條 大藏省は、左に掲げる事項に関する國の行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。
第一款 財務局（第十六條—第二十二條）	一 國の財務
第二款 稅關（第二十三條—第二十六條）	二 通貨
第三節 外局（第二十七條—第四十四條）	三 金融
第一節 証券取引委員会（第二十八條—第二十九條）	四 証券取引
第二節 造幣廳（第三十條—第三十六條）	五 造幣事業
第三節 印刷廳（第三十七條—第四十四條）	六 印刷事業
（権限）	（権限）
第四條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、そこの権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。	一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
第五條 外務省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法（昭和二十一年法律第百二十号）の定めるところによる。	二 収入金を徵收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
第六條 外務省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。	三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これとを管理すること。
第七條 第二條に規定する職員の定員は、大藏省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を調達すること。	四 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これとを管理すること。
第八條 第二條に規定する職員の定員は、大藏省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を調達すること。	五 不用財産を処分すること。

- 三十四 銀行業、信託業、保険業、無難業その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。
- 三十五 金融機関の融資及び金利を規制すること。
- 三十六 証券取引所を登録し、これを監督すること。
- 三十七 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。
- 三十八 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。
- 三十九 商品取引所を免許し、これを監督すること。
- 四十 公認会計士試験並びに公認会計士(会計士補を含む)の登録及び監督を行うこと。
- 四十一 酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営む者を監督すること。
- 四十二 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造し、旧貨幣を鑄つぶすこと。
- 四十三 貴金属の精製、配給及び品位の證明並びに鉱物の試験を行ふこと。
- 四十四 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券類を製造すること。
- 四十五 官報、法令全書その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。
- 四十六 印刷屋の業務上必要な用紙を製造し、書き入紙の製造の取締を行うこと。
- 四十七 通貨の製造工場を管理及び監督すること。
- 四十八 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基づく命令を含む)に基き、大蔵省に属せしめられた権限。

- 第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。
- (内部部局)
- 第一節 内部部局
- 主計局  
主税局  
理財局  
管財局  
銀行局
- 第二節 外部部局
- 1 大臣官房に調査部を置く。
- 2 主税局に検査部及び税關部を置く。
- 3 銀行局に検査部を置く。
- 4 銀行局に検査部を置く。
- (特別な職)
- 第五條 本省に財務官一人を置く。
- 第六條 並びにその他の機関の所掌事務に係る涉外事務に関して総轄を行う。
- 第七條 大臣官房は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る涉外事務に関して総轄を行う。
- 第八條 本省に財務官一人を置く。
- 第九條 本省に財務官一人を置く。
- 第十條 本省に財務官一人を置く。
- 第十一條 本省に財務官一人を置く。
- 第十二條 本省に財務官一人を置く。
- 第十三條 本省に財務官一人を置く。
- 第十四條 本省に財務官一人を置く。
- 第十五條 本省に財務官一人を置く。
- 第十六條 本省に財務官一人を置く。
- 第十七條 本省に財務官一人を置く。
- 第十八條 本省に財務官一人を置く。
- 第十九條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十一條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十二條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十三條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十四條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十五條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十六條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十七條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十八條 本省に財務官一人を置く。
- 第二十九條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十一條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十二條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十三條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十四條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十五條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十六條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十七條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十八條 本省に財務官一人を置く。
- 第三十九條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十一條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十二條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十三條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十四條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十五條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十六條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十七條 本省に財務官一人を置く。
- 第四十八條 本省に財務官一人を置く。

- 二 國の予算及び決算を作成すること。
- 三 國の予備費を管理すること。
- 四 各省各廳の歳出予算の翌年度を行ふこと。
- 五 所管行政の総合調整を行ふこと。
- 六 法令案その他公文書類の審査を行ふこと。
- 七 所管行政の総合調整を行ふこと。
- 八 報道事務を總轄すること。
- 九 公文書類を接受、發送、編集及び保存すること。
- 十 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の收集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 十一 経費及び收入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。
- 十二 印紙類を出納及び保管すること。
- 十三 行政財産及び物品を管理すること。
- 十四 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。
- 十五 専賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行ふこと。
- 十七 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
- 十八 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
- 十九 各省各廳の歳入の徵收及び納員を監督すること。
- 二十 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
- 二十一 各省各廳の歳入の徵收及び納員を監督すること。
- 二十二 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
- 二十三 各省各廳の歳入の徵收及び納員を監督すること。
- 二十四 國の貸付金(他の部局の所掌に属するものを除く)を管理すること。
- 二十五 特別職である國家公務員等に関する給與制度を管理すること。
- 二十六 國家公務員等の旅費その他の実費弁償の制度を管理すること。
- 二十七 國家公務員等の共済組合を中心とする制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。
- 二十八 地方公共團体の歳入に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

- 二 國の予算及び決算を作成すること。
- 三 國の予備費を管理すること。
- 四 各省各廳の歳出予算の翌年度を行ふこと。
- 五 各省各廳の会計年度開始前の繰越使用を承認すること。
- 六 各省各廳の歳出負担行為又は資金の交付を承認すること。
- 七 各省各廳の歳出予算の経費の支拂の計画を承認すること。
- 八 各省各廳の小切手及び國庫金の交付を承認すること。
- 九 各省各廳の支出負担行為の認証に関すること。
- 十 各省各廳の賣買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び隨意契約並びに前金拂及概算拂を承認すること。
- 十一 各省各廳の出納官吏及び出納員を監督すること。
- 十二 國の予算の執行に関し、報告の徵取、実地監査及び指示を行ふこと。
- 十三 各省各廳の歳入の徵收及び納員を監督すること。
- 十四 印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。
- 十五 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價格を調査決定すること。
- 十六 税務代理士の許可を與え、これの監督すること。
- 十七 税務代理士の許可を與え、分析及び鑑定並びにじょう造の試験、講習及び指導を行ふこと。
- 十八 印紙を発行し、その模造の取締を行うこと。
- 十九 関稅及びとん稅を賦課徵收すること。
- 二十 関稅法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
- 二十一 保稅倉庫、保稅工場その他の保稅地域に関する事務。
- 二十二 税關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。
- 二十三 税關統計を作製すること。
- 二十四 大蔵省所管の税外諸收入を管理すること。
- 二十五 税務職員の訓練を行ふこと。
- 二十六 地方公共團体の歳入に関する事務。



金審議会	主務大臣に於いて、金及び産業に関する重要な事項について調査審議すること。
損失審査会通	日本銀行特別總通及び損失補償法(昭和二年法律第五十号)不動産賃貸及び損失補償法(昭和七年法律第五十四号)又は戦時金融庫法(昭和十七年法律第五十二号)に基づき、その額を決定すること。農工銀行及び北海道拓殖銀行又は戦時金融庫が受けた損失及びその額を決定すること。
投資及び担保証券審査会	日本銀行特別總通及び損失補償法(昭和二年法律第五十号)及び担保附託法(明治三十八年法律第五十二号)に基づき社債に附託することができる物上権に担保する株式質に關する事項について調査審議すること。
税務代理士せん衡審議会	大蔵大臣の諸間に應じて、税務代理士の許可について調査審議すること。
税産業設備監査会	大蔵大臣の監督に屬し、産業設備監査の受けた損失及びその額を審議決定すること。
国民更生金庫損失審査会	大蔵大臣の監督に屬し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諸間に應じて、酒類の生産、醸造及び販売に関する重要な事項並びに酒類の級別、類別及び價格について調査審議すること。
戰時喪失國債証券審査会	大蔵大臣の諸間に應じて、戰時喪失無記名國債証券の金額調査法(昭和十九年法律第八十七号)及び旧臨時運営法(昭和十九年法律第八十六号)による証券の喪失の査定を行ひ、これらの法律の施行に関する事項について調査審議すること。
中央株式審議会	大蔵大臣の諸間に應じて、財産税の課税標準に関する事務を行ひ、同金庫の運営に關する重要な事項について調査審議すること。
税職時補償特別税審査会	大蔵大臣の諸間に應じて、戦時補償特別税の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。
税社寺境内外地税分中央審査会	大蔵大臣の諸間に應じて、社寺等に無償で貸し付けてある國有財産の譲與又は賣拂及びこれらに關する事項について調査審議すること。
金利調整審議会	大蔵大臣の諸間に應じて、各省各廳の管理する財産の及ぼす用途の変更、用途の廃止、所管換その他の必要あること。また、大蔵大臣が各省各廳の長から協議を受ける重要な事項について調査審議すること。

中央特定期約審査会	前項に掲げる附属機関の組織、大蔵大臣の諸間に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法(昭和二十四年法律第五号)に基き社債に附託する第三條第一項に規定する事項について調査審議すること。	
基準地区調査会	国民金融審議会	
國民金融審議会	日本專賣公社の總裁及び監事の推薦を行い、その他又は大蔵大臣に意見を述べること。	
專賣事業審議会	日本專賣公社の總裁及び監事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他の國民金融公庫の運営に關する事項について議決し又は大蔵大臣に意見を述べること。	
所掌事務及び委員その他の職員について	大蔵大臣の諸間に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法(昭和二十四年法律第五号)に基き社債に附託する第三條第一項に規定する事項について調査審議すること。	
所掌事務及び委員その他の職員について	大蔵大臣の諸間に應じて、臨時宅地賃貸價格修正法(昭和二十四年法律第五号)に基き社債に附託する第三條第一項に規定する事項について調査審議すること。	
命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。	命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。	
第二節 地方支分部局	第五十五条 本省に、左の地方支分部局を置く。(地方支分部局)	
財務局	第五十六条 財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。但し、税關の所掌するものを除く。	
名 称 位 置 管 辖 区 域	第五十七条 財務局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。 (名稱、位置及び管轄区域)	
東京財務局 東京都 東京都 神奈川県 千葉県 山梨県	第五十八条 財務局は、本省及び証券取引委員会の所掌事務を分掌する。但し、税關の所掌するものを除く。	
関東信越財務局 東京都 埼玉県 新潟県 長野県	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。	
大阪財務局 大阪市 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
札幌財務局 札幌市 北海道	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
仙台財務局 仙台市 宮城県 岩手県 福島県 秋田県 青森	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
名古屋財務局 名古屋市 愛知県 静岡県 三重県 岐阜県	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
金沢財務局 金沢市 石川県 福井県 富山県	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
高松財務局 高松市 广島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
福岡財務局 福岡市 熊本県 鹿児島県 鹿児島県 宮崎県	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	
熊本財務局 熊本市 熊本県 佐賀県 長崎県	第五十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	

方地社寺審査会境内	不動産評議会	地方株式評議会	地方酒類評議会	種類	目
大蔵大臣の諸間に應じて、各々の管理する國有財産の及ぼす用途の変更、用途の廃止、所管換その他の必要あること。また、大蔵大臣が各省各廳の長から協議を受ける重要な事項について調査審議すること。	財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。	財務局長の諸間に應じて、財産税の課税標準について調査審議すること。



一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つぶすこと。
二 章はい、記章、極印、合金及び金属工藝品を製造すること。
三 金、銀その他の重要金属の地金及びその陶たかすを精製すること。
四 重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。
五 貴金属の地金及び製品の品位を証明すること。
六 貨幣地金その他の物品の試金を行ふこと。

(研究部局の事務)
第四十條 長官官房においては、印刷所の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 長官の官印及び圖印を管守すること。
三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
五 印刷所の業務上必要な物資を調達すること。
六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行ふこと。

(長官官房の事務)
第四十條 長官官房においては、印刷所の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 長官の官印及び圖印を管守すること。
三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
五 印刷所の業務上必要な物資を調達すること。
六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行ふこと。

(研究部局の事務)
第三十五條 印刷所に、その所掌する作業の研究を行ふため、研究所を、造幣部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。
二 研究所及び病院の内部組織は、大蔵省令で定める。
(支廳及び出張所)

(支廳及び出張所)
第三十六條 印刷所の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び廣島県佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定めること。
二 印刷所の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び廣島県佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定めること。
(支廳及び出張所)

(支廳及び出張所)
第三十七條 印刷所は、印刷事業を行ふことを主たる任務とする。
二 印刷所の長は、印刷所長官とす。
(業務部の事務)

(業務部の事務)
第三十八條 印刷所は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十四号から第四十七号までに掲げる権限を行使する。
二 印刷所の長は、印刷所長官とす。
(権限)

(権限)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(製造部の事務)
第四十條 長官官房においては、印刷所の所掌事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 長官の官印及び圖印を管守すること。
三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
五 印刷所の業務上必要な物資を調達すること。
六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行ふこと。

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第四十條 長官官房においては、印刷所の所掌事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 長官の官印及び圖印を管守すること。
三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
四 すき入紙の製造の取締を行うこと。
五 印刷所の業務上必要な物資を調達すること。
六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行ふこと。

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

(研究部の事務)
第三十九條 印刷所は、長官官房及び左の二部を置く。
一 業務部
二 製造部

## 事務局官制（大正十年勅令第三百号）

造幣局官制（明治四十三年勅令第四十号）

造幣局における金属工藝品の製造に関する勅令（昭和二十一年勅令第二十九号）

印刷局官制（昭和十八年勅令第八百九号）

附則第一項但書及び前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではな

い。

4. 政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條 第二項中、「次長は大蔵省給與局長」を削る。

同條第三項を次のように改める。

3. 内閣総理大臣は、専任の部員の外、各省令議において給與又は会計に関する事務を担当する職員のうちから、新給與実施本部の部員として勤務すべきことを命ずることができる。但し、部員となつた者も、國家公務員法の適用を免除されるものではない。

法律案等の一部を改正する法律案

第一條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改める。

「法務廳」を「法務府」に改める。

第一條第三項中、「陸海軍特別志願予備將校であつた者等」を「陸海軍特別志願予備將校であつた者等」を「陸海軍特別志願予備將校」並びにその運用に関する調査研

者」に、「並びに昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該當者の観察等に関する事項」を並びに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第一号）の規定による覚書該當者の観察等に関する事項」に改める。

第二條第二項中「内閣法」を「内閣法（昭和二十二年法律第五号）」

に改め、同條第三項を削る。

第三條第一項中「檢務長官、法

官及び法務行政長官」を「法制意見長官、刑政長官及び民事法務長官」に、同條第四項中「總裁官房の事務を指揮監督する。」を「總裁官房の事務を指揮監督し、府内の事務の連絡調整を図る。」に改める。

法制意見第四局においては、左の事務を掌る。

一 司法制度、民事及び刑事に関する事項

二 主として法務に関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事項

三 内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究に関する事項

四 法務に関する統計に関する事項

五 檢務局においては、左の事務を掌る。

一 法務意見長官

二 法務意見第一局

三 法務意見第二局

四 法務意見第三局

五 法務意見第四局

六 法務意見第五局

七 法務意見第六局

八 法務意見第七局

九 法務意見第八局

十 法務意見第九局

十一 法務意見第十局

十二 法務意見第十一局

として文教、厚生、労働、運輸又は通信に関する事項その他法制意見第二局又は法務意見第四局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌る。

一 犯罪人に対する刑及び未決勾留の執行その他の刑に関する事項

二 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年保護所、少年鑑別所その他の官公立の少年矯正保育施設に関する事項

三 矯正保護職員の教養訓練に関する事項

四 犯罪人の指紋に関する事項

五 矯正保護に関する事項で他の所管に属しないもの

特別審査局においては、左の事務を掌る。

一 國体等規正令の規定による各種團体の登録並びにその結成の禁止及び解散等に関する事項

二 連合國最高司令官の要求に基づく正規陸海軍將校又は陸海軍特務を掌る。

三 公職に関する就職禁止、退職等に関する事項

四 行政試験局においては、行政に關する争訟に関する事務を掌る。

五 民事試験局においては、民事に關する争訟に関する事務を掌る。

六 外國人の登録に関する事項

七 登記に関する事項

八 公証に関する事項

九 司法書士に関する事項

一 檢察事務及び檢察廳に関する事項

二 犯罪人の引渡しに関する事項

三 犯罪捜査の科学的研究に関する事項

四 司法警察職員の教養訓練に関する事項

五 犯罪の予防その他の刑事に関する事項

六 供託に関する事項

七 犯罪の予防その他の事項

八 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による事項	國庫に帰属した財産の管理等に関する事項
九 民事に関する事項で他の所管に属しないもの	人権擁護局においては、左の事務を掌る。
十 司法試験に関する事項	人権擁護局においては、左の事務を掌る。
十一 弁護士及び弁護士会に関する事項	一人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項
十二 法務府研修所に関する事項	二 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
十三 経費及び收入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項	三 人身保護に関する事項
十四 法務府及びその所管各廳の管理に属する財産及び物品に関する事項	四 脱困者の訴訟援助に関する事項
十五 職員共済組合その他の職員の厚生に関する事項	五 その他人権の擁護に関する事項
十六 営繕に関する事項	六 機密に関する事項
十七 法令の周知徹底に関する事項	三 紛糾の官印及び府印の管轄に関する事項
十八 法務府及びその所管各廳の事務に関する情報宣傳に関する事項	一 皇統譜副本の保管に関する事項
十九 涉外事務に関する事項	二 機密に関する事項
二十 法務府研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。	三 紛糾の官印及び府印の管轄に関する事項
二十一 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項	四 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
二十二 最高裁判所との連絡交渉に関する事項	五 所管行政の考查に関する事項
二十三 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項	二十四 職員の退身处分に関する事項
二十五 職員の給與に関する事項	二十六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
二十七 司法試験に関する事項	二十八 中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所は、これを置く。

東京都に置き、地方矯正保護研修所の名称及び位置は、別表一の通りとする。
中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は、法務総裁は、必要と認める地に、出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができ。支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。
法務局又は地方法務局の支局又は正保護研修所の内部組織は、法務局の事務を分掌させることができ。支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。
法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一別表二の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。
第十三條 法務総裁の監督の下に、前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む)に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第十三條の二 法務総裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため法務局を、同條第三項第二号及び第四号乃至第七号の事務を分掌させるため地方法務局を置く。
法務総裁は、必要があると認めるとときは、分監又は特設監を置くことができる。
監獄の内部組織並びに分監及び特設監の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。
第十三條の四 少年院、少年鑑別所及び少年鑑別所について、少年院法(昭和二十三年法律第二百八十五号)の定めるところによる。
第十三條の九 解散団体財産割りの管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

第十三條の九 解散団体財産割りの管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
法務総裁は、必要と認めるときは、少年院の分院並びに少年鑑別所及び少年鑑別所について、少年院法(昭和二十三年法律第二百八十五号)の定めるところによる。
第十三條の十 各長官経務室に主幹を置く。
主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。
第十三條の十一 法務府及びその所管各廳に置かれる職員について

二十二年法律第二百二十号)の定め  
るところによる。

第十三條の十二 法務府及びその所  
管各處に置かれる職員の定員は、  
別に法律でこれを定める。

第十五條の次に次の二條を加え  
る。

第十六條 犯罪者予防更生法が施行  
されるまでの間、隨時に、法務府  
に刑政長官の指揮監督の下に保護  
局を置き、少年裁判所に関する事  
項、犯罪人の保護に関する事項、  
司法保護事業に関する事項、仮出  
獄並びに少年收容者の退院及び  
假退院に関する事項その他司法保  
護に関する事項に係る事務を掌ら  
せる。

犯罪者予防更生法が施行され  
までの間、恩赦に関する事務は、  
檢務局においてこれを掌るものと  
する。

第十七條 当分の間、特に必要があ  
るときは、第十三條の十二に定め  
る職員(検察官の職員を除く)の  
うち、九十人は、検事をもつてこ  
れに充てることができる。

第二條 裁判所法(昭和二十二年法  
律第五十九号)の一部を次のよう  
に改正する。

第四十一條第二項中「法務廳の  
各長官」を「法務府の各長官」に、  
「法務廳事務官又は法務府教官」  
を「法務府事務官又は法務府教官」  
に改める。

第四十二條第三項及び第四十四  
條第一項第四号中「法務府事務  
官又は法務府教官」を「法務府事務  
官又は法務府教官」に改める。

第十四年勅令第八百五十五号)  
経済調査委員会官制(昭和二十二  
年政令第七十号)

刑務官練習所官制(昭和二十二  
年政令第三百五号)

法務委員会官制(昭和二十二年  
正月)

「法務廳事務官」を「法務府事務  
官」に改める。

第三條 判事補の職權の特例等に關  
する法律(昭和二十三年法律第二百  
四十六号)の一部を次のように改  
正する。

官に改める。  
第二條第四項中「法務廳教官」  
を「法務府教官」に改める。

第四條 檢察審査会法(昭和二十三  
年法律第二百四十七号)の一部を大  
きく改訂する。

第五條 弁護士法の一部を次のよう  
に改訂する。

第六條第八号中「法務廳官吏」  
を「法務府の官吏」に改める。

第五條弁護士法の一部を次のよう  
に改訂する。

第六條中「司法保護事業審議会」  
を「司法保護事業審議会」に改め  
る。

第七條中「司法保護事業委員会」  
を「司法保護事業審議会」に改め  
る。

第六條司法保護事業法の一部を次  
のように改訂する。

第七條中「司法保護事業審議会」  
を「司法保護事業審議会」に改め  
る。

### 附 則

1 この法律のうち、法務府設置法  
第十三條の七の規定は犯罪者予防  
更生法が施行される日から、その  
他の規定は昭和二十四年六月一日  
から施行する。

2 左の政令及び勅令は、廢止する。  
但し、法律(法律に基づく命令を含  
む)に別段の定ある場合を除く  
外、從前の機關及びその職員は、  
この法律に基く相当の機關及び職  
員となり、同一性をもつて存続す  
るものとする。

3 前項但書の規定は、職員の定員  
に関する法律の適用に影響を及ぼ  
すものではない。

4 この法律施行前における法務廳  
教官の在職は、裁判所法第四十  
一條、第四十二条(判事補の職權  
の特例等)に関する法律第一條第二  
項において準用する場合を含む。

5 他の法令中「法務廳」とあるの  
は「法務府」と、「法制長官」又  
は「法務調査意見長官」とあるの  
は「法製意見長官」と、「檢務長  
官」とあるのは「刑政長官」と、  
「證務長官」とあるのは「民事法  
務長官」と「法務廳事務官」とあ  
るものは「法務府事務官」と、「法  
務廳教官」とあるものは「法務府教  
官」と、「法務廳技官」とあるの  
は「法務府技官」と読み替えるも  
のとする。

6 他の法令中司法事務官又はその  
出張所に関する規定は、法務局若  
しくは地方法務局又はその支局若  
しくは出張所に関する規定とみな  
す。

年政令第三百九十一号)  
司法事務局令(昭和二十三年政  
令第百八十一号)

刑務所及び拘置所令(昭和二十  
三年政令第二百六十八号)

少年院令(昭和二十三年政令第  
三百九十七号)

少年観護所令(昭和二十三年政  
令第三百九十八号)

矯正保護督査設置令(昭和二十  
三年政令第四百号)

前項但書の規定は、職員の定員  
に関する法律の適用に影響を及ぼ  
すものではない。

この法律施行前における法務廳  
教官の在職は、裁判所法第四十  
一條、第四十二条(判事補の職權  
の特例等)に関する法律第一條第二  
項において準用する場合を含む。

5 他の法令中「法務廳」とあるの  
は「法務府」と、「法制長官」又  
は「法務調査意見長官」とあるの  
は「法製意見長官」と、「檢務長  
官」とあるのは「刑政長官」と、  
「證務長官」とあるのは「民事法  
務長官」と「法務廳事務官」とあ  
るものは「法務府事務官」と、「法  
務廳教官」とあるものは「法務府教  
官」と、「法務廳技官」とあるの  
は「法務府技官」と読み替えるも  
のとする。

6 他の法令中司法事務官又はその  
出張所に関する規定は、法務局若  
しくは地方法務局又はその支局若  
しくは出張所に関する規定とみな  
す。

(別表)一

名	称	位	置
中國矯正保護研修所	東京矯正保護研修所	東京都	東京市
近畿矯正保護研修所	大阪矯正保護研修所	大阪市	大阪市
中部矯正保護研修所	名古屋市	名古屋市	名古屋市
東北矯正保護研修所	仙臺市	仙臺市	仙臺市
北海矯正保護研修所	福岡市	福岡市	福岡市
九州矯正保護研修所	高松市	高松市	高松市

(別表)二

種類	目	的
法務保護事業審議会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
民事行政審議会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯正保護審議会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
法制審議会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
法務連絡協議会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
副檢事選考審査会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
檢察官特別考試審査会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
弁護士審査会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。
公証人審査会	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。	法務保護事業法の諸間に應じて、登記、戸籍、その他の民事行政事務の改善について調査審議すること。

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に定める  
試験を行ふこと。

第五十二条の諸間に應じて、弁護士法(昭和八年法律  
第五十二号)第十三條第一項の規定による不服の申  
立を審査すること。

法務官練習所の諸間に應じて、法務官(昭和八年法律  
第五十二号)第十三條第一項の規定による不服の申  
立を審査すること。

法務官練習所の諸間に應じて、法務官(昭和八年法律  
第五十二号)第十三條第一項の規定による不服の申  
立を審査すること。

法務官練習所の諸間に應じて、法務官(昭和八年法律  
第五十二号)第十三條第一項の規定による不服の申  
立を審査すること。

(別表)三

名 称		位 置		管轄		区 域	
				第八條第一項、第二項及び第四項並びに第十三條の二第二項の事務に関するもの		その他の事務に関するもの	
東京法務局	東京都	横濱市	水戸市	東京都、茨城県、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京府、茨城縣、山梨縣、長野縣、新潟縣	東京都	富山地方法務局	富山市
横濱地方法務局	横濱市	浦和市	千葉市	千葉地方法務局	千葉縣	廣島地方法務局	廣島市
浦和地方法務局	浦和市	宇都宮市	水戸市	宇都宮地方法務局	茨城縣	岡山地方法務局	岡山市
千葉地方法務局	千葉市	前橋市	宇都宮市	前橋地方法務局	栃木縣	鳥取地方法務局	鳥取市
水戸地方法務局	水戸市	宇都宮市	水戸市	水戸地方法務局	茨城縣	松江地方法務局	松江市
宇都宮地方法務局	宇都宮市	前橋市	宇都宮市	宇都宮地方法務局	栃木縣	福岡地方法務局	福岡市
前橋地方法務局	前橋市	甲府市	甲府市	甲府地方法務局	甲府市	佐賀地方法務局	佐賀市
静岡地方法務局	静岡市	長野市	長野市	長野地方法務局	長野縣	長崎地方法務局	長崎市
新潟地方法務局	新潟市	新潟市	新潟市	新潟地方法務局	新潟縣	大分地方法務局	大分市
大阪法務局	大阪市	大阪市	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣	大阪府	熊本地方法務局	熊本市
京都地方法務局	京都	京都	京都	京都府	京都府	鹿児島地方法務局	鹿兒島市
奈良地方法務局	奈良市	奈良市	奈良市	奈良地方法務局	奈良縣	宮崎地方法務局	宮崎市
和歌山地方法務局	和歌山市	和歌山市	和歌山市	和歌山地方法務局	和歌山縣	仙臺法務局	仙臺市
名古屋法務局	名古屋市	名古屋市	愛知縣	名古屋法務局	愛知縣	山形地方法務局	山形市
津地方法務局	津	津	滋賀縣	津地方法務局	滋賀縣	盛岡地方法務局	盛岡市
岐阜地方法務局	岐阜市	岐阜市	岐阜縣	岐阜地方法務局	岐阜縣	秋田地方法務局	秋田市
金澤地方法務局	金澤市	金澤市	石川縣	金澤地方法務局	石川縣	青森地方法務局	青森市
札幌法務局		札幌市		北海道の内		北海道	
沙白樽藻流老戸益幌郡新虹有千石小夕冠田珠歲狩樽張郡靜浦視夕厚苦見澤市		札幌市		札幌市		札幌市	
福井地方法務局		福井市		福井市		福井市	
金澤地方法務局		金澤市		金澤市		金澤市	

札幌法務局		札幌市北		北海道	
函館地方法務局		函館市			
旭川地方法務局		旭川市			
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
豊多摩刑務所		東京拘置所	東京都葛飾区	函館地方法務局	
小菅刑務所	名古屋市	大阪拘置所	大阪市	函館市	
神戸拘置所	神戸市	京都拘置所	京都府中	旭川地方法務局	旭川市
長野刑務所		甲府刑務所	静岡市	旭川市	
長野市	甲府市	前橋刑務所	前橋市	旭川市	
岐阜刑務所		静岡刑務所	静岡市	利留天石留	北海道の内
岐阜市	甲府市	前橋刑務所	前橋市	上旭	北海道の内
三重刑務所		宇都宮刑務所	宇都宮市	利留太龜	北海道の内
三重刑務所	名古屋刑務所	栃木刑務所	栃木市	都志椿田館	北海道の内
岐阜市	名古屋市	滋賀刑務所	滋賀市	郡諸郡	北海道の内
小倉刑務所		京都刑務所	京都府中	歌久瀬茅松	北海道の内
小倉市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	栗遠棚部前	北海道の内
福岡刑務所		京都刑務所	京都府中	郡諸郡	北海道の内
福岡市	名古屋市	新潟刑務所	新潟市	島奥檜山上	北海道の内
山形刑務所		神戸刑務所	兵庫県明石郡大	牧尻山越磯	北海道の内
山形市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	郡諸郡	北海道の内
金澤刑務所		京都刑務所	京都府中	松山地方法務局	松本市
金澤市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	高松地方法務局	高松市
富山刑務所		京都刑務所	京都府中	徳島地方法務局	徳島市
富山市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	高知地方法務局	高知市
廣島刑務所		京都刑務所	京都府中	高松市	高松市
廣島市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島市	徳島市
岡山刑務所		京都刑務所	京都府中	高知市	高知市
岡山市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
鳥取刑務所		京都刑務所	京都府中	徳島縣	徳島縣
鳥取市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	高知縣	高知縣
松江刑務所		京都刑務所	京都府中	愛媛縣	愛媛縣
松江市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
鹿児島刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
鹿児島市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島縣	徳島縣
宮崎刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
宮崎市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
熊本刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
熊本市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島縣	徳島縣
大分刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
大分市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
佐世保刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
佐世保市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島縣	徳島縣
長崎刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
長崎市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
佐世保刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
佐世保市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島縣	徳島縣
鹿兒島刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
鹿兒島市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣
宮城刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
宮城市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	徳島縣	徳島縣
山形刑務所		京都刑務所	京都府中	高知縣	高知縣
山形市	名古屋市	大阪刑務所	大阪市	香川縣	香川縣

秋田刑務所	秋田市	水戸少年観	長崎市
青森刑務所	青森市	宇都宮少年観	静岡市
札幌刑務所	札幌市	前橋少年観	前橋市
旭川刑務所	旭川市	甲府少年観	甲府市
帶廣刑務所	帯広市	新潟少年観	新潟市
網走刑務所	網走市	長野少年観	長野市
高松刑務所	高松市	福島少年観	福島市
徳島刑務所	徳島市	鹿児島少年観	鹿児島市
高知刑務所	高知市	宮崎少年観	宮崎市
高知刑務所	高知市	仙臺少年観	仙臺市
松山刑務所	松山市	福島少年観	福島市
八王子少年刑務所	八王子市	鹿児島少年観	鹿児島市
川越少年刑務所	川越市	宮崎少年観	宮崎市
水戸少年刑務所	水戸市	大津少年鑑	大津市
姫路少年刑務所	姫路市	奈良少年鑑	奈良市
松本少年刑務所	松本市	和歌山少年鑑	和歌山市
奈良少年刑務所	奈良市	高知少年鑑	高知市
岩國少年刑務所	岩國市	徳島少年鑑	徳島市
新光学院	佐賀市	旭川少年鑑	旭川市
盛岡少年刑務所	盛岡市	高松少年鑑	高松市
函館少年刑務所	函館市	徳島少年鑑	徳島市
東京少年院	東京都北多摩郡由井村	高松少年鑑	高松市
多摩少年院	東京都北多摩郡由井村	高松少年鑑	高松市
護所少年観	護所少年観	高松少年鑑	高松市
千葉少年観	千葉市	高松少年鑑	高松市
別表(五)	別表(五)	別表(五)	別表(五)

鹿兒島少年鑑別所	鹿兒島市
宮崎少年鑑別所	宮崎市
仙臺少年鑑別所	仙臺市
福島少年鑑別所	福島市
山形少年鑑別所	山形市
盛岡少年鑑別所	盛岡市
秋田少年鑑別所	秋田市
青森少年鑑別所	青森市
札幌少年鑑別所	札幌市
函館少年鑑別所	函館市
旭川少年鑑別所	旭川市
釧路少年鑑別所	釧路市
高松少年鑑別所	高松市
徳島少年鑑別所	徳島市
別所松山少年鑑別所	松山市

(別表) 六

管区本部の名称	管区本部の位置	管区の区域
東京矯正保護管	東京都	新潟県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市
大阪矯正保護管	大阪府	和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県
名古屋矯正保護管	名古屋市	福井県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、宮崎市
廣島矯正保護管	廣島市	福岡県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
管区本部	管区本部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、宮崎市
福岡矯正保護管	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、宮崎市
仙臺矯正保護管	仙臺市	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県
札幌矯正保護管	札幌市	北海道
高松矯正保護管	高松市	香川県、徳島県、高知県、愛媛県

厚生省設置法案  
厚生省設置法

## 第一章 総則(第一條～第五條)

### 第一節 内部部局(第六條～第十四條)

#### 第二節 附屬機関(第十五條～第二十九條)

#### 第三節 地方支分部局(第三十條～第三十六條)

三 「器具」とは、飲食器、割ばり、具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は採取の用物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。但し、薬業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。

二 「添加物」とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、混潤その他の方法によつて使用するものをいう。

一 「食品」とは、すべての飲食物をいう。但し、薬業として採取するものは含まれない。

二 「添加物」とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、混潤その他の方法によつて使用するものをいう。

三 「器具」とは、飲食器、割ばり、具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は採取の用物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。但し、薬業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものといふ。

五 「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。  
イ 薬局方、医薬品集又はこれらの追補(公定書)という。以下同じ。に収められたもの、人の疾患の診断、治癒、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの、  
ハ 人の身体の構造又は機能に影響を与えることが目的とされているもの(食品を除く)。

六 人口問題に関する事務(厚生省の権限)  
四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものといふ。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものといふ。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものといふ。

八 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。	九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。	十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。	十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。	十二 厚生省の公印を制定すること。	十三 所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を與え、又はその許可を取り消すこと。	十四 優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に關する基準を定めること。	十五 栄養士養成施設を指定し、	十六 都道府県又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に關し必要な事項を命ずること。	十七 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき傳染病を指定し、その適用範囲を定めること。	十八 都道府県知事の行う傳染病の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の検疫を認可すること。	十九 臨時予防接種を都道府県をして行わせること。	二十 性病のまん延著しいとき、都道府県知事が健康診断を行おうとする場合これを承認すること。		
三十 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。	三十一 理容師養成施設を指定すること。	三十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につ	二十一 都道府県に対して精神病院の設置を命ずること。	二十二 都道府県その他必要と認められた公共團體に對して結核療養所の設置を命ずること。	二十三 二以上の都道府県を指定し、これに對してらい療養所の設置を命ずること。	二十四 検疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。	二十五 区域を定めて國立公園を指定すること。	二十六 國立公園事業を執行し、その一部を公共團體に執行させること。	二十七 國立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内で一定の行為をしようとする者に対する許可を與え、その條件に違反した者に対し原状回復を命ずること。	二十八 國立公園の区域内で一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これららの命令若しくは処分に違反した者に対し原状回復を命ずること。	二十九 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。	三十 指定区域内において、温泉		
四十一 都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。	四十二 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。	四十三 医薬品、用具又は化粧品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定め、検査を行うこと。但し、同法及び同法に基づく命令によつて他省に屬せしめられた権限を除く。	四十四 薬事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。	三十四 食品衛生監視員をして食品安全法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定める營業施設につき、臨檢、検査せし、試験用物品を收去させること。	三十五 市町村に對して、と場の設置を命ずること。	三十六 水道及び下水道に関する事務を行うこと。	三十七 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。	三十八 保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は医業の停止を命ずること。	三十九 歯科衛生士の試験を行ふこと。	四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。	四十一 都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者は管理者に對して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところによること。			
五十一 都道府県又は政令で定めため、及びこれらの検定を行うこと。	五十二 都道府県知事の行う災害	四十二 薬剤師の免許及び登録を行ひ、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。	五十三 地域又は職域が都道府県又は特別市の区域を超える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。	五十四 民生委員及び兒童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。	五十五 兒童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。	五十六 政府の管掌する健康保險及び船員保險に關し、療養要する費用を定め、診療契約を締結すること。	五十七 健康保險組合及び健康保險組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに對し事實に關する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その监督上必要な処分をなすこと。	五十八 社会保險診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に關し報告をさせ、又は當該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。	五十九 國民健康保険を行ふ市町村（特別区を含む）、國民健康保険組合、國民健康保険を行ふ社團法人及び國民健康保険團体連合会に對して、その事業及び財産に關し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規	り、必要な事項を命ずること。	四十二 薬剤師の免許及び登録を行ひ、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。	四十三 医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い、並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。	四十四 薬事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。	五十五 救助につき、他の都道府県知事に對して應援をなすべきことを命ずること。

定の変更を命じ、その他監督上必要な命令又は処分をなすこと。

六十 國民健康保険の診療報酬の標準額を定めること。

六十一 政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険若しくは船員保険の保険料を徵収すること。

六十二 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)に基き厚生省に属せしめられた権限。

## 第二章 本省

### 第一節 内部部局

(内部部局)

第六條 本省に、大臣官房及び左の六局を置く。

2 公衆衛生局  
医務局  
業務局  
社会局  
児童局  
保険局

大臣官房に統計調査部を、公衆衛生局に國立公園部及び環境衛生部を置く。

第七條 医務局に次長一人を置く。  
(大臣官房の事務)

第八條 大臣官房においては、厚生省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。  
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管守すること。

四 公文書類を接受し、発送し、

五 編集し、及び保存すること。  
六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 行政の考査を行ふこと。  
九 渉外事務に關すること。

十 こう報に關すること。  
十一 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十二 所管行政に関する物資の総合調整を行うこと。

十三 所管行政に関する調査一般に関する事項。

十四 人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の收集、保管、製表、解析及び編さんを行ふこと。

十五 前各号に掲げるものの外、厚生省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬さない事務に關すること。

十六 第十四号に掲げる事務をつかさどる。

(公衆衛生局の事務)

第九條 公衆衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 國民の健康増進及び資質の向上に關し、企画し、実施すること。

二 地域衛生のため調査を行い、これらへの普及発達及び利用の増進を図ること。

三 地方の温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

四 國民の栄養状態の調査を行ふこと。

五 地方の公衆衛生の改善向上を図ること。

六 地方の公衆衛生の改善向上を図ること。

七 地方の公衆衛生の改善向上を図ること。

八 地方の公衆衛生の改善向上を図ること。

四 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

五 病院にかかる者の栄養食の確保及び調理の指導を行うこと。

六 保健所の設置及び運営を指導するもの。

七 衛生教育に關すること。

八 傳染病、精神病、地方病その他特殊の疾病について傳ばん及び発生の防止、予防治療施設の拡充等の防業務の指導監督を行うこと。但し、他局の主管に属するものを除く。

九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

十 海港及び空港における検疫に關すること。

十一 國立公園を保護し、國立公園計画を定め、國立公園事業を行ふこと。

十二 國立公園及び温泉に關する観光事業を指導育成し、これらに關する利用施設の整備改善を行ふこと。

十三 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。

十四 景勝地及び休養地に関し、これらへの普及発達及び利用の増進を図ること。

十五 國民の厚生のため公園(都市計画上の公園を除く。)に關し、調査を行い、その整備改善を図ること。

十六 溫泉を保護し、その利用の適正を図ること。

十七 旅館、喫茶場、公衆浴場、理容所等多数集合する場所の衛

生の向上を図ること。

十八 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上を図ること。

十九 わずみ、こい虫等の駆除、媒介処理場等の指導監督その他の環境衛生の改善及び向上を図ること。

二十 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

二十一 と場、と畜及び犬の狂犬病の予防に關すること。

二十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

二十三 水道及び下水道に關すること。

二十四 墓地、埋葬、火葬等に關すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、公衆衛生の向上及び増進に關すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

二十六 第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

二十七 第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

二十八 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

二十九 第一項第十一号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

三十 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三十一 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三十二 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三十三 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三十四 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

三十五 第一項第十七号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

四 あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

五 日本医療團の清算の指導を行うこと。

六 医療機關の整備改善を図ること。

七 医療の普及及び向上を図ること。

八 國立病院及び國立療養所に関すること。

九 國立病院特別会計の経理を行うこと。

十 医薬品、医療用具その他の事務をつかさどる。

十一 薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

十二 医薬品、医療用具その他の用品の生産配給、販賣等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

十三 医薬品、用具又は化粧品の製造業者及び輸入販賣業者に関する事務をつかさどる。

十四 薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)に規定する不良又は不正表示医薬品、用具及び化粧品の取締を行うこと。

十五 医薬品、用具及び化粧品の試験、検査及び研究を指導すること。

十六 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。

十七 薬物、劇物、麻薬及び大麻の取締を行うこと。

十八 前各号に掲げるものの外、薬理

科衛生士その他医療關係者の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

二十一 薬理



る。養成所に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

(國立療養所)

第二十二條 國立療養所は、特殊の療養を要する者に対し、医療を行ひ、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2 國立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、必要があると認めることは、所要の地に國立療養所の分院又は療養所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 前條第四項の規定は、國立療養所又は分院若しくは療養所に准用する。

5 國立療養所に、看護婦の養成所又は分院若しくは療養所に准用する。養成所に附置するが、必要な事項は、厚生省令で定める。

(病院管理研修所)

第二十三條 病院管理研修所は、病院管理に関する調査研究及び研修を行う。

2 病院管理研修所は、東京都に置く。

3 病院管理研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 國立衛生試験所に、看護婦の養成所又は分院若しくは療養所に准用する。

5 國立衛生試験所は、東京都に置く。

6 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

一 製品取締法に基づき輸出する医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

二 製品取締法に基づき輸出する医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三 不良の虞ある医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

五 医薬品等の試験的製造を行うこと。

六 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 國立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

3 國立衛生試験所の支所を設けるに國立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、國立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に國立衛生試験所の支所を設けることができる。

5 厚生大臣は、國立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定められる。

6 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

7 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

8 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

9 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

10 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

11 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

12 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

13 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

14 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

15 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

16 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

17 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

18 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

19 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

20 國立光明寮に、國立光明寮に関する事務を分掌させるため、所要の地に國立光明寮の支所を設けることができる。

第二十七條 國立教護院は、児童福社法(昭和二十一年法律第六百六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第十條第二項の規定により入院させた兒童の教護をつかさどり、あわせて全國の教護院における教護の向上に寄與する機関とする。

2 國立教護院の名称、位置及び内

部組織は、厚生省令で定める。

3 國立教護院の内部組織は、厚生省令で定める。

4 國立教護院に教護事務に從事す

る職員の養成所を附置することが

できる。養成所に附置する事務をつかさどる機関とする。

5 國立教護院に、厚生省令で定める。

6 國立教護院に、厚生省令で定める。

7 國立教護院に、厚生省令で定める。

8 國立教護院に、厚生省令で定める。

9 國立教護院に、厚生省令で定める。

10 國立教護院に、厚生省令で定める。

11 國立教護院に、厚生省令で定める。

12 國立教護院に、厚生省令で定める。

13 國立教護院に、厚生省令で定める。

14 國立教護院に、厚生省令で定める。

15 國立教護院に、厚生省令で定める。

16 國立教護院に、厚生省令で定める。

17 國立教護院に、厚生省令で定める。

18 國立教護院に、厚生省令で定める。

第三十一条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第二十九條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十一条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十二条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十三条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十四条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十五条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十六条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十七条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十八条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十九條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十一条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十二条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十三条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十四条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十五条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十六条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十七条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十八条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第三十九條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十条 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十一條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十二條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十三條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十四條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十五條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十六條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十七條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十八條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第四十九條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第五十條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第五十一條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

第五十二條 國立教護院は、児童福

会事務を調査審議すること。

名 称	位 置	管 輄	区 域
北海道地区駐在防 疫官事務所	札幌市	北海道	
東北地区駐在防 疫官事務所	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形 縣 福島縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形 縣	
関東信越地区駐 在防疫官事務所	東京都	東京都 千葉縣 縣 梓木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣	
東海北陸地区駐 在防疫官事務所	名古屋市	靜岡縣 石川縣 福井縣 縣 静岡縣 石川縣 福井縣	
近畿地区駐在防 疫官事務所	大阪市	大阪府 兵庫縣 奈良 縣 京都府 大阪府 兵庫縣 奈良	
中國地区駐在防 疫官事務所	廣島市	島根縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口 縣 島根縣 岡山縣 廣島縣 山口	
四國地区駐在防 疫官事務所	高松市	德島縣 香川縣 爽媛縣 高知縣	
九州地区駐在防 疫官事務所	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分 縣 宮崎縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分	
(内部組織) 第三十三條 駐在防疫官事務所の内 部組織は、厚生省令で定める。			
(所掌事務) 第三十四條 医務出張所は、本省の 所掌事務のうち國立病院及び國立 る。	第二款 医務出張所		
名 称	位 置	管 輄	区 域
北海道医務出張 所	札幌市	北海道	
東北医務出張所	仙台市	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形 縣 福島縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形 縣	
関東信越医務出 張所	東京都	東京都 千葉縣 縣 梓木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣	
東海北陸医務出 張所	名古屋市	靜岡縣 石川縣 福井縣 縣 静岡縣 石川縣 福井縣	
近畿医務出張所	大阪市	福井縣 長崎縣 熊本縣 大分 縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分	
中國医務出張所	福岡市	佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分 縣 宮崎縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分	
四國医務出張所	香川縣 佐伯 郡吉邊町仲多 度	鹿兒島縣 鹿児島縣 鹿児島縣 鹿児島縣 縣 鹿児島縣 鹿児島縣 鹿児島縣 鹿児島縣	
九州医務出張所	福岡市	福岡縣 宮崎縣 佐賀縣 長崎縣 豊前縣 縣 宮崎縣 佐賀縣 長崎縣 豊前縣 大分	

<p><b>(内部組織)</b></p> <p><b>第三十六条</b> <b>厚生省</b>の内部組織は、厚生省令で定める。</p> <p><b>第三章 外局</b></p> <p><b>(外局の設置)</b></p> <p><b>第三十七条</b> 國家行政組織法第二條第二項の規定に基いて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。</p> <p><b>(引揚援護廳)</b></p> <p><b>第三十八條</b> 引揚援護廳の組織、所掌事務及び権限は、引揚援護廳設置令(昭和二十三年政令第百二十号)の定めるところによる。</p> <p><b>第四章 職員</b></p> <p><b>(職員)</b></p> <p><b>第三十九條</b> 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。</p> <p>(定員)</p> <p><b>第四十条</b> 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>1</b> この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第十五条の規定は、國立身體障害者更生指導所に関しては、同年十月一日から適用する。</p> <p><b>2</b> 左の勅令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定のある場合を除く外、從前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。</p> <p><b>厚生省官制(昭和十三年勅令第 七号)</b></p>
---

## 厚生省内臨時職員設置制(昭和十三年勅令第八号)

(昭和二十年勅令第五百四十六号)臨時厚生省に顧問を置くの件

(昭和二十年勅令第二百五十号)人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百四十九号)

(昭和二十一年勅令第二百四十九号)公衆衛生院官制(昭和二十二年勅令第二百四十九号)

(昭和二十一年勅令第二百四十九号)國立栄養研究所官制(昭和二十一年勅令第二百七十五号)

(昭和二十一年勅令第二百七十五号)予防衛生研究所官制(昭和二十一年勅令第五十八号)

(昭和二十二年勅令第二百四十九号)検疫所官制(昭和二十二年勅令第二百四十七号)

(昭和二十三年勅令第二百五十五号)衛生試験所官制(明治二十三年勅令第二百八十一号)

(昭和九年勅令第二百三十三号)國立少年教護院官制(昭和十九年勅令第二百五十五号)

(昭和二十二年勅令第二百三十三号)中央衛生会官制(明治二十八年勅令第五十七号)

(明治二十九年勅令第二百五十九号)薬剤師試験委員官制(明治二十九年勅令第二百五十九号)

3 前項但書の規定は、職員の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 目次を次のよう改める。

第一章 総則(第一條—第四條)  
第二章 内部部局及び地方機関  
第一節 内部部局(第五條—第十一条)

## 第三節 地方機関(第十二條・第十三條)

第三章 附屬機関(第十四條—第十九條)

第四章 職員及び職(第二十條—第二十六條)

第五章 雜則(第二十七條・第二十八條)

## 附則

第三條第一項中「政府機関」を「行政機関」に改める。

第四條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條中第二十二号を第二十三号とし、第二十二号として、次の二号を加える。

二十二 郵政事業の運営に妨げない限り、委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第五條を次のように改める。

(内郵部)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局を置く。

六 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(二) 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

(三) 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

(四) 不用となつた資材及び物品を処分すること。

(五) 委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

(六) 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

(七) 郵政省共済組合に関する法令の執行に關する事務を處理すること。

(八) 職員の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(九) 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

(十) 人事に関して、左に掲げる事務を處理すること。

(十一) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関する事務のこと。

(一) 職員の厚生及び保健に関する事務を調査し、及び採用する計画案の取りまとめをする。

(二) 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。

(三) 職員の定員に関すること。

(四) 職員の厚生及び保健に関する事務を調査し、及び管理すること。

(五) 職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

(六) 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

(七) 郵政省共済組合に関する法令の執行に關する事務を處理すること。

(八) 職員の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(九) 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。

(十) 人事に関して、左に掲げる事務を處理すること。

(十一) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関する事務を調査し、及び採用する計画案を作成すること。

(十二) 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(十三) 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割当に關すること。

(十四) 各部局の職員を訓練すること。

(十五) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

(十六) 大臣官房の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

(十七) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

(十八) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

(十九) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

(二十) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

(二十一) 大臣官房の所掌事務に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

の工事を設計し、及び施行すること。

(二十二) 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。

(二十三) 國有財産及び借入不動産の保存に關すること。

(二十四) 不動産に關する工事の契約すること。

(二十五) 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

(二十六) 所部の職員を訓練すること。

(二十七) 所部の職員を訓練すること。

(二十八) 所部の職員を訓練すること。

(二十九) 所部の職員を訓練すること。

(三十) 所部の職員を訓練すること。

(三十一) 所部の職員を訓練すること。

(三十二) 所部の職員を訓練すること。

(三十三) 所部の職員を訓練すること。

(三十四) 所部の職員を訓練すること。

(三十五) 所部の職員を訓練すること。

(三十六) 所部の職員を訓練すること。

(三十七) 所部の職員を訓練すること。

(三十八) 所部の職員を訓練すること。

(三十九) 所部の職員を訓練すること。

(四十) 所部の職員を訓練すること。

(四十一) 所部の職員を訓練すること。

第十三條及び第十四條を削り、第十五條第四項中「第十一條から第十四條まで」を「第十一條」に改め、同條に第五項として次の二項を加え、同條を第十二條とする。

5 第一項の地方機関は、それぞれ第五項に掲げる各部局の所轄の下に、その所掌事務を遂行しなければならない。

6 第二項第四項中「内部組織の細目は、郵政大臣が定める。」を「内部組織は、郵政省令で定める。」に改め、同條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、以下二項ずつ繰り上げ、同條を第十三條とする。

7 第十七條中「第二十二條」を「第十九條」に改め、同條を第十四條とし、以下第二十條まで三條ずつ繰り上げる。

8 第二十一條中「第十七條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とする。

9 第二十二條中「第十七條」を「第十九條」に改め、同條を第二十條まで三條ずつ繰り上げる。

10 第二十三條中「職員」の下に「任命免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を削り、同條を第二十條とする。

11 第二十四條を削る。

12 第二十一條の表中郵政省共済組合審査会及び郵政省共済組合運営審議会の部を削り、同條を第十九條とする。

13 第二十三條中「職員」の下に「任命免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項」を削り、同條を第二十條とする。

14 第二十四條を削る。

15 第二十五条を次のように改める。

16 第二十六条第一項の表中郵政省共済組合監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局に、大長各一人を置く。

17 第二十七条を削る。

18 第二十八条を削る。

19 第二十九條を削る。

20 第三十條を削る。

21 第三十一條を削る。

22 第三十二条を削る。

23 第三十三条を削る。

24 第三十四条を削る。

四條ずつ繰り上げる。

第三十二条中「政令で、又は政令の委任により」を削り、同條を第二十八條とする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 電気通信省設置法の一部を改正する法律案

電気通信省設置法の一部を改正する法律案

#### 電気通信省設置法の一部を改正する法律案

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のよう改正する。

#### 第四條第一項中「政府機関」を「行

政機関に改める。

第五條第一項中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條第十四号の

十四条の二 法令の定めるところに從い、政府機関、個人又は会社

その他の團体の電気通信施設の監督すること。

十四条の三 法令の定めるところに従い、電気通信機械の割当をす

ること。

十四条の四 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社

その他の團体の電気通信施設の監督すること。

十四条の五 法令の定めるところに従い、電気通信機械の割当をす

ること。

十四条の六 法令の定めるところに従い、電気通信機械の割当をす

ること。

第五條第十六号を次のように改め

る。

#### 十六 地方電気通信取扱局（委託する法律案）

又は私設設備の供用によつて電気通信業務を行う取扱機関を含む。以下同じ。の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めるこ

と。

第五條第十八号中「第四十二條第九号」を「第四十一條第二十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九号を「第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十八の二 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十八の三 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の二 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の三 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の四 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の五 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の六 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

十九の七 第十六條第十一号の検

査であつて、電気通信省において行うことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

こと。

第七條を次のよう改める。

（内部部局）

に大臣官房及び左の区分により局及び部並びに國家行政組織法第二

条十一の規定に基いて、電気通信監室及び研究所を置く。

電気通信監室

業務局

周知調査部

計画部

営業部

運用部

国際通信部

電気通信監室

業務局

周知調査部

計画部

#### 「電気通信監室」に改め、同條第十一の次に次の八号を加える。

十一の二 政府機関、個人又は会社その他の團体の電気通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及び計画の実施を監督すること。

十一の三 電気通信機械の割当をすること。

十一の四 政府機関、個人又は会社その他の團体の電気通信業務の運営の計画を調整すること。

十一の五 政府機関、個人又は会社その他の團体の電気通信施設及び電気通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十一の六 人事に関し、左に掲げる事務を処理すること。

（一）職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に関する事務。

（二）職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをする事務。

（三）職員の定員に関する事務。

（四）職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

（五）職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

（六）電気通信省共済組合に関する法令の執行に関する事務。

（七）所部の職員を訓練すること。

（八）所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

（九）所部の職員の給與、身分等に

#### 十一の八 予算が成立した場合

は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十一の九 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十一の十 一号の次に次の八号を加える。

十一の十一の二 政府機関、個人又は会社その他の團体の電気通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及び計画の実施を監督すること。

十一の十二 人事部においては、前項第十一号の六に掲げる事務及び第十一号の七から第十二号までに掲げる事務（但し、同項第十一号の六に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

十一の十三 「総務長官官房」を「電気通信監室」に、「総務長官」を「電気通信監」に改め、同條第五号の次に次の二号を加える。

十一の十四 「電気通信監室」に、「総務長官」を「電気通信監」に改め、同條第五号の次に次の二号を加える。

十一の十五 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の十六 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の十七 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の十八 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の十九 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十一 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十二 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十三 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十四 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十五 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十六 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。

十一の二十七 「電気通信監室」に、「総務長官」を除く。以下本條中同條の二号を加える。



